

株 主 各 位

千葉県野田市野田250番地

**キッコーマン株式会社**

代表取締役社長 堀 切 功 章

## 第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、次ページの「4. 議決権の行使について」をご参照の上、平成27年6月23日（火曜日）午後4時35分（野田本社営業終了時）までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区銀座八丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 2階ホール

（本総会は開催場所が前回と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第98期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 取締役11名選任の件  |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

#### 4. 議決権の行使について

##### 【書面（議決権行使書）による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、前記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

##### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合】

40ページに記載の【インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点】をご確認の上、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力下さい。

議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使する場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。その際、代理人の方は代理権を証明する書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kikkoman.co.jp/ir/shareholder/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kikkoman.co.jp/ir/shareholder/meeting/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国は着実に回復しており、欧州も持ち直しの動きが続き、全体としても緩やかに回復しております。

一方、日本経済も、世界経済同様、全体として緩やかな回復基調が続いております。

このような状況下における、当社グループの売上は、国内については、豆乳飲料が好調に推移したものの、しょうゆ、食品、酒類で消費増税による駆け込み需要の反動の影響により、全体として前期に及びませんでした。海外については、しょうゆは北米、欧州、アジア・オセアニアともに順調に売上を伸ばし、食料品卸売事業も好調に推移し、前期の売上を上回りました。

以上の結果、当期の連結業績は、売上高は3,713億3千9百万円（前期比108.2%）、営業利益は253億7千万円（前期比106.4%）、経常利益は243億6千4百万円（前期比107.4%）、当期純利益は153億8千2百万円（前期比122.5%）となりました。

各事業別の業績の概要は次の通りであり、各事業の主要な事業内容については、10ページに記載の通りであります。

#### 【国内】

(国内 食料品製造・販売事業)

##### ■しょうゆ部門

しょうゆは、家庭用分野で「いつでも新鮮」シリーズが順調に推移しましたが、部門全体では消費増税による駆け込み需要の反動の影響を受け、数量、売上金額ともに前期を下回りました。

##### ■食品部門

つゆ類は、加工・業務用分野で売上を伸ばしたものの、家庭用分野では、主力の「本つゆ」やストレートつゆが夏場の天候不順の影響もあり前期の売上に及ばず、つゆ類全体として前期を下回りました。たれ類は、主力商品の「わが家は焼肉屋さん」シリーズで、「濃厚だれ」が堅調に推移したことにより、たれ類全体として前期の売上を上回りました。「うちのごはん」は、積極的な新商品開発やテレビ広告、店頭販促活動を行い、前期の売上を上回りました。デルモンテ調味料は、消費増税による駆け込み需要の反動もあり前期の売上を下回りました。この結果、部門全体として前期の売上を下回りました。

## ■飲料部門

豆乳飲料は、飲用だけでなくレシピ本を活用し料理用として訴求するなど、テレビや雑誌等の各メディアと連携を図りながら、市場拡大につながる販促活動を実施しており、市場も堅調に拡大しています。また、「豆乳飲料巨峰」等の新商品も好調であり、前期の売上を上回りました。デルモンテ飲料は、前期に発売した「朝サラダ」、「みんなのトマト・野菜」や、新発売の「飲みやすい野菜1日分」等が売上に寄与しましたが、トマトジュースが前期の売上に及ばず、デルモンテ飲料全体としては前期の売上を下回りました。この結果、部門全体としては、前期の売上を上回りました。

## ■酒類部門

本みりんは、平成26年が白味淋の発祥した江戸時代から200周年の節目であり、これを訴求する販促活動等を行い、「米麴こだわりの仕込み本みりん」等が順調に推移しましたが、「マンジョウ芳醇本みりん」をはじめとする主力商品が消費増税による駆け込み需要の反動の影響を受け、本みりん全体として前期をわずかに下回りました。国産ワインは、「甲州酵母の泡」や「ソラリス」シリーズ等が順調に推移しましたが、調理用ワイン等が苦戦し、前期を下回りました。この結果、部門全体として前期の売上を下回りました。

以上の結果、国内 食料品製造・販売事業の売上高は1,612億6千1百万円（前期比99.7%）、原材料等のコスト増もあり営業利益は27億1千5百万円（前期比62.8%）と減収減益となりました。

### （国内 その他事業）

運送事業は前期を上回ったものの、ヒアルロン酸等の化成品が前期を下回りました。

この結果、国内 その他事業の売上高は201億5千2百万円（前期比99.4%）、営業利益は10億3千5百万円（前期比112.9%）と、減収増益となりました。

## 【海外】

### （海外 食料品製造・販売事業）

## ■しょうゆ部門

北米市場においては、家庭用分野では、主力商品であるしょうゆに加え、しょうゆをベースとした調味料等の拡充に引き続き力を入れ、当社のブランド力を活かした事業展開を行ってまいりました。また、加工・業務用分野では、顧客のニーズに合わせたきめ細かな対応を行い、両分野とも堅調に推移しました。この結果、前期の売上を上回りました。

欧州市場においては、ロシアでルーブル安により市場価格が値上がりしたことが影響しましたが、その他の重点市場であるドイツ、フランス等で順調に売上を伸ばし、前期の売上を上回りました。

アジア・オセアニア市場は、重点市場であるフィリピンで順調に売上を伸ばしました。また、中国の販売会社や台湾の製造会社の実績が加わり、全体としては前期の売上を大きく上回りました。

この結果、部門全体では為替換算の影響もあり前期の売上を大きく上回りました。

## ■デルモンテ部門

フィリピン産フルーツ缶詰の供給不足等の影響を受けたものの、韓国等で順調に売上を伸ばし、部門全体では前期の売上を上回りました。

■その他食料品部門

一般店舗ルート、医師ルート向けの健康食品の売上が好調に推移したことから、部門全体として前期の売上を上回りました。

以上の結果、海外 食料品製造・販売事業の売上高は747億2千7百万円（前期比117.1%）、営業利益は142億2千5百万円（前期比117.5%）と、増収増益となりました。

（海外 食料品卸売事業）

北米では、アジア系マーケットにとどまらず、ローカルマーケットへのさらなる浸透を進め、売上を伸ばしました。また、欧州、オセアニアでは引き続き市場が拡大しており、各地域で売上は順調に推移いたしました。

この結果、海外 食料品卸売事業の売上高は1,384億6百万円（前期比116.6%）、営業利益は64億7千6百万円（前期比117.5%）と、増収増益となりました。

事業別売上金額

事業別名称	当 期	前 期	増 減	
	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	金 額	前 期 比
国内 食料品製造・販売事業	161,261 <sup>百万円</sup>	161,794 <sup>百万円</sup>	△532 <sup>百万円</sup>	99.7%
国内 その他事業	20,152	20,268	△115	99.4
海外 食料品製造・販売事業	74,727	63,797	10,929	117.1
海外 食料品卸売事業	138,406	118,671	19,735	116.6
調 整 額	△23,208	△21,362	△1,845	—
合 計	371,339	343,168	28,170	108.2

(2) 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の総額は130億円で、その主なものは次の通りであります。

当期において継続中の主要設備

国内 食料品製造・販売事業 キッコーマンソイフーズ(株) 茨城工場 飲料製造設備の増設

(3) 資金調達の状況

当期中において、長期借入、増資、社債発行等による大規模な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

海外については、しょうゆ事業を中心に今後も当社グループの牽引役として成長を果たしてまいります。

北米は、高付加価値化等により既存のユーザーの使用機会を増やすとともに、しょうゆ未使用者及びライトユーザーの開拓を進めることによって、安定的な成長を果たしてまいります。

欧州では、しょうゆの拡売に注力し、既存市場の深耕に加え、新規市場を開拓することによって、今後も2桁成長を果たしてまいります。

アジアでは、国や地域に合った販売施策を展開し、この地域の高い経済成長力を取り込んでまいります。

東洋食品卸事業では、日本食市場の拡大が続く中、グループの強みであるグローバルネットワークと質の高い商品・サービスをさらに磨き、確固たる地位を確立させてまいります。

国内については、しょうゆに、つゆ類、たれ類を加えたしょうゆ関連調味料の成長と収益力向上をめざします。しょうゆでは、「いつでも新鮮」シリーズの売上拡大に引き続き努め、高付加価値化を進めてまいります。また、「うちのごはん」については、この成長カテゴリーにおいての地位をさらに強化してまいります。

デルモンテ飲料については、商品開発、販売促進を強化し、市場におけるデルモンテブランドの存在価値を高めてまいります。また、豆乳においては、生産体制の強化と需要拡大のマーケティング活動を通じて、市場においてさらに強固なポジションを確立してまいります。

酒類では、家庭用みりんのシェア拡大とともに付加価値のあるワインの提供に注力してまいります。

バイオ化成品では、事業の見直しを図り収益力を高めてまいります。

なお、当社グループは、平成27年度を初年度とし、平成29年度を最終年度とする中期経営計画を定めております。グループ全体の経営課題として「収益性の向上」を掲げ、事業別には「海外事業の成長継続」と「国内事業の生産性向上」を課題としております。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第95期 (平成24年3月期)	第96期 (平成25年3月期)	第97期 (平成26年3月期)	第98期(当期) (平成27年3月期)
売上高	百万円 283,239	百万円 300,245	百万円 343,168	百万円 371,339
経常利益	百万円 15,242	百万円 18,700	百万円 22,682	百万円 24,364
当期純利益	百万円 8,983	百万円 11,006	百万円 12,559	百万円 15,382
1株当たり当期純利益	円 銭 43 80	円 銭 54 84	円 銭 62 82	円 銭 78 20
総資産	百万円 331,371	百万円 337,051	百万円 349,103	百万円 378,766
純資産	百万円 167,352	百万円 187,459	百万円 210,407	百万円 238,431
1株当たり純資産額	円 銭 808 40	円 銭 931 70	円 銭 1,045 62	円 銭 1,210 77

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の数字は、表示単位未満を四捨五入しております。

2. 第97期より一部の国内連結子会社について、収益認識基準を変更したため、第96期は当該会計方針を遡及適用後の数値となっております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
キ ッ コ ー マ ン 食 品 (株)	5,000 百万円	100.0 %	食料品の製造及び販売
キ ッ コ ー マ ン 飲 料 (株)	100 百万円	100.0	飲料の販売
キ ッ コ ー マ ン デ イ リ ー (株)	100 百万円	75.0 (75.0)	飲料の販売
キ ッ コ ー マ ン ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス (株)	100 百万円	100.0	グループ共通の間接業務の提供
キ ッ コ ー マ ン バ イ オ ケ ミ フ ァ (株)	100 百万円	100.0	医薬品、各種酵素、化成品等の製造及び販売
日 本 デ ル モ ン テ (株)	900 百万円	100.0	飲料、調味料の製造及び販売
マ ン ズ ワ イ ン (株)	900 百万円	100.0	ワイン、その他酒類の製造及び販売
J F C ジ ャ パ ン (株)	72 百万円	100.0 (31.0)	食料品、雑貨類の輸出入及び販売
平 成 食 品 工 業 (株)	10 百万円	100.0	調味料の製造
江 戸 川 食 品 (株)	10 百万円	100.0	穀類、エキス類の製造
北 海 道 キ ッ コ ー マ ン (株)	350 百万円	100.0	調味料の製造
流 山 キ ッ コ ー マ ン (株)	300 百万円	100.0	みりん、その他酒類の製造
埼 玉 キ ッ コ ー マ ン (株)	10 百万円	100.0	レトルト食品の製造
テ ラ ヴ ェ ー ル (株)	350 百万円	100.0	ワイン、その他酒類の輸入及び販売
宝 醬 油 (株)	100 百万円	56.1	調味料の製造及び販売
キ ッ コ ー マ ン ソ イ フ ー ズ (株)	3,585 百万円	100.0	豆乳飲料、業務用食材の製造及び販売
日 本 デ ル モ ン テ ア グ リ (株)	10 百万円	100.0	農産品及び農業用資材の販売
総 武 物 流 (株)	60 百万円	100.0	運送業及び倉庫業
(株) 総 武 サ ー ビ ス セ ン タ ー	13 百万円	100.0 (15.4)	製造作業受託及び業務請負業
KIKKOMAN FOODS, INC.	6,000 千米ドル	100.0	調味料の製造
KIKKOMAN SALES USA, INC.	400 千米ドル	100.0	調味料の販売



会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
JFC INTERNATIONAL INC.	千米ドル 1,760	100.0 %	食料品、雑貨類の輸出入及び販売
JFC INTERNATIONAL (CANADA) INC.	千カナダドル 4,535	100.0 (70.0)	食料品の輸入及び販売
KI NUTRICARE, INC.	千米ドル 49,692	100.0	栄養補助食品、健康食品の製造及び販売会社の持株会社
COUNTRY LIFE, LLC	千米ドル —	100.0 (100.0)	栄養補助食品、健康食品の製造及び販売
KIKKOMAN FOODS EUROPE B. V.	千ユーロ 12,705	100.0	調味料の製造
KIKKOMAN TRADING EUROPE GmbH	千ユーロ 255	100.0 (5.0)	調味料の販売
JFC INTERNATIONAL (EUROPE) GmbH	千ユーロ 1,500	100.0 (13.7)	食料品、雑貨類の輸入及び販売会社等の持株会社
KIKKOMAN (S) PTE LTD	千シンガポールドル 7,500	100.0	調味料の製造
KIKKOMAN TRADING ASIA PTE LTD	千シンガポールドル 500	100.0	調味料の販売
DEL MONTE ASIA PTE LTD	千米ドル 240	100.0	デルモンテ製品の販売
KIKKOMAN AUSTRALIA PTY. LIMITED	千オーストラリアドル 500	100.0	調味料の販売
JFC HONG KONG LIMITED	千香港ドル 600	100.0 (70.0)	食料品、雑貨類の輸入及び販売
JFC AUSTRALIA CO PTY LTD	千オーストラリアドル 250	100.0 (75.0)	食料品、雑貨類の輸出入及び販売
亀 甲 万 ( 上 海 ) 貿 易 有 限 公 司	千人民元 3,000	100.0	調味料の販売
統 萬 股 份 有 限 公 司	千台湾元 120,000	50.0	調味料の製造

(注) 出資比率の ( ) 内は間接保有を内数で示しております。

## (7) 主要な事業内容

事業別名称	区 分	主 要 な 商 品 又 は 役 務	売上高構成比
国内 食料品製造・販売事業	し ょ う ゆ 部 門	キッコーマンしょうゆ ヒゲタしょうゆ 等	43.1
	食 品 部 門	キッコーマンつゆ類、たれ類 デルモンテ調味料 等	
	飲 料 部 門	豆乳飲料 デルモンテ飲料 等	
	酒 類 部 門	マンジョウみりん マンズワイン、輸入酒類 等	
国内	そ の 他 事 業	臨床診断薬、衛生検査薬、加工用酵素、化成品 等 不動産賃貸事業 運送事業 グループ会社内の間接業務の提供 等	2.0
海外 食料品製造・販売事業	し ょ う ゆ 部 門	キッコーマンしょうゆ 等	17.7
	デ ル モ ン テ 部 門	デルモンテ缶詰、調味料 等	
	そ の 他 食 料 品 部 門	健康食品 等	
海外	食 料 品 卸 売 事 業	東洋食品 等	37.2

(注) 上記の売上高構成比は、各事業間の取引を相殺消去した後の数値にて表示しております。

## (8) 主要な営業所及び工場等

## ① 当社

本店 千葉県野田市野田250番地

営業所 東京本社（東京都港区）

研究所 研究開発本部（千葉県野田市）

## ② 子会社

キ ッ コ ー マ ン 食 品 (株)	本 店	千葉県野田市
	工 場	野田工場（千葉県）、高砂工場（兵庫県）
	営 業 所	本社（東京都）、北海道支社（北海道）、東北支社（宮城県）、関東支社（群馬県）、首都圏支社（東京都）、中部支社（愛知県）、近畿支社（大阪府）、中四国支社（広島県）、九州支社（福岡県） 他
キ ッ コ ー マ ン 飲 料 (株)	本 店	千葉県野田市
	営 業 所	本社（東京都） 他
キ ッ コ ー マ ン ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス (株)	本 店	千葉県野田市
	営 業 所	本社（東京都）
キ ッ コ ー マ ン バ イ オ ケ ミ フ ァ (株)	本 店	千葉県野田市
	営 業 所	本社（東京都） 他
	工 場	江戸川プラント（千葉県）、鴨川プラント（千葉県）
日 本 デ ル モ ン テ (株)	本 店	群馬県沼田市
	営 業 所	東京本社 他
	工 場	群馬工場、長野工場
マ ン ズ ワ イ ン (株)	本 店	東京都港区
	工 場	勝沼ワイナリー（山梨県）、小諸ワイナリー（長野県）
J F C ジ ャ パ ン (株)	本 店	東京都中央区
	営 業 所	大阪支店、米国支店（ワシントン州）
宝 醤 油 (株)	本 店	東京都中央区
	営 業 所	西日本営業部（大阪府） 他
	工 場	銚子工場（千葉県）
キ ッ コ ー マ ン ソ イ フ ー ズ (株)	本 店	東京都中央区
	営 業 所	関東営業部（東京都）、中部営業部（愛知県）、西日本営業部（大阪府）
	工 場	埼玉工場、岐阜工場、茨城工場

KIKKOMAN FOODS, INC.	本 社	米国ウィスコンシン州
	工 場	ウィスコンシン工場、カリフォルニア工場
KIKKOMAN SALES USA, INC.	本 社	米国カリフォルニア州
	営 業 所	サンフランシスコ、ロサンゼルス、ダラス、シカゴ、ニューヨーク、アトランタ 他
JFC INTERNATIONAL INC.	本 社	米国カリフォルニア州
	営 業 所	サンフランシスコ、ロサンゼルス、シカゴ、ニューヨーク、アトランタ 他
COUNTRY LIFE, LLC	本 社 ・ 工 場	米国ニューヨーク州
KIKKOMAN FOODS EUROPE B. V.	本 社 ・ 工 場	オランダ
KIKKOMAN (S) PTE LTD	本 社 ・ 工 場	シンガポール
統 萬 股 份 有 限 公 司	本 社 ・ 工 場	台湾

(9) 従業員の状況

事 業 別 名 称	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
国 内 食 料 品 製 造 ・ 販 売 事 業	2,330	23
国 内 そ の 他 事 業	537	△15
海 外 食 料 品 製 造 ・ 販 売 事 業	1,158	222
海 外 食 料 品 卸 売 事 業	1,450	73
全 社 ( 共 通 )	437	△13
合 計	5,912	290

(注) 当社グループからグループ外への出向者及び臨時従業員を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めて記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) み ず ほ 銀 行	4,700

(注) 上記のほか、(株)三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン13,000百万円があります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 600,000,000株                    |
| (2) 発行済株式の総数 | 210,383,202株（うち自己株式14,659,607株） |
| (3) 株主数      | 18,819名                         |
| (4) 上位10名の株主 |                                 |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	15,847 <sup>千株</sup>	8.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	9,661	4.94
(株) 千 秋 社	6,720	3.43
(株) 茂 木 佐	6,140	3.14
明治安田生命保険(相)	4,959	2.53
(株) 引 高	4,796	2.45
(有) く し が た	4,171	2.13
(株) 丸 仁 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	3,884	1.98
公益財団法人野田産業科学研究所	3,727	1.90
B N P パ リ パ 証 券 (株)	3,418	1.75

- (注) 1. 当社は、自己株式14,659,607株を保有しておりますが、上記上位10名からは除外して記載しております。  
2. 上記の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除した株数により算出しております。

## 3. 会社の新株予約権に関する状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	役 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	茂 木 友 三 郎	名誉会長 取締役会議長	公益財団法人日本生産性本部会長
代 表 取 締 役 社 長	堀 切 功 章	社長CEO（最高経営責任者）	キッコーマン食品(株)代表取締役社長
代 表 取 締 役	齋 藤 賢 一	専務執行役員 国際事業本部長 海外関係会社 健康食品事業 担当	
代 表 取 締 役	根 岸 康 二	専務執行役員	キッコーマン食品(株)代表取締役副社長
取 締 役	天 野 克 美	専務執行役員CHO（最高人事責任者） コーポレートコミュニケーション部 法務・コンプライアンス部 キッコーマン総合病院 広報 総務 人事 品質保証 国内関係会社 担当	キッコーマンビジネスサービス(株)代表取締役社長
取 締 役	重 山 俊 彦		キッコーマン飲料(株)代表取締役社長 キッコーマンバイオケミファ(株)代表取締役社長 キッコーマンソイフーズ(株)代表取締役社長 キッコーマンデイリー(株)代表取締役社長
取 締 役	山 崎 孝 一	常務執行役員CSO（最高戦略責任者） 経営企画室長、事業戦略部長 取締役会事務局 秘書部 事業開発部 内部統制部 監査部 購買 担当	
取 締 役	島 田 政 直	常務執行役員	KIKKOMAN SALES USA, INC. 取締役社長
取 締 役	福 井 俊 彦		一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長
取 締 役	尾 崎 護		
取 締 役	井 口 武 雄		
常 勤 監 査 役	中 村 隆 晴		
常 勤 監 査 役	森 孝 一		
監 査 役	高 後 元 彦		紀尾井坂テームス総合法律事務所パートナー（弁護士）
監 査 役	梶 川 融		太陽有限責任監査法人代表社員 会長

- (注) 1. 取締役福井俊彦、尾崎護及び井口武雄の3氏は、社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 監査役高後元彦及び梶川融の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
3. 監査役森孝一氏は、当社経理部及び内部統制部での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役梶川融氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 平成26年6月24日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、井口武雄氏は監査役を辞任により退任し、同日付で取締役新たに選任され、就任いたしました。
6. 平成26年6月24日開催の第103回定時株主総会におきまして、梶川融氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 平成26年6月24日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、取締役橋本綱夫氏は任期満了により、退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	12 名	361 <small>百万円</small>
監 査 役	5	75
合 計	17	437

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額はありません。  
 2. 上記には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名への支給額が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者又は社外役員等との重要な兼職に関する事項

各社外役員の重要な兼職の状況につきましては、「4. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであり、当社との間に特別な関係はありません。

### ② 当期における主な活動状況

#### 1) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役 福 井 俊 彦	11回中11回	100.0 %	—	— %
取 締 役 尾 崎 護	11回中11回	100.0	—	—
取 締 役 井 口 武 雄	9回中8回	88.9	—	—
監 査 役 高 後 元 彦	11回中11回	100.0	8回中8回	100.0
監 査 役 梶 川 融	9回中9回	100.0	6回中6回	100.0

## 2) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役福井俊彦氏は、主に金融の分野で指導的な役割を果たした同氏の豊富な経験と幅広い知識に基づく、客観的な視点、大所高所からの幅広い発言を行っております。

取締役尾崎護氏は、主に行政及び金融の分野で指導的な役割を果たした同氏の豊富な経験と幅広い知識に基づく、客観的な視点、大所高所からの幅広い発言を行っております。

取締役井口武雄氏は、主に同氏の企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づく、大所高所からの視点による発言を行っております。

監査役高後元彦氏は、主に同氏の弁護士としての高い見識と専門性、豊富な経験に基づく、客観的かつ公正な視点から助言を行っております。

監査役梶川融氏は、主に同氏の公認会計士としての高い見識と専門性、豊富な経験に基づく、客観的かつ公正な視点から助言を行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

## ④ 社外役員の報酬等の総額

	人	数	報 酬 等 の 額
社 外 役 員 の 報 酬 等 の 総 額		7 名	56 百万円

(注) 上記には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名への支給額が含まれております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	119 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	166

(注) 1. 「1. (6) 重要な子会社の状況」に記載の子会社のうち、法定監査の必要な在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（又は公認会計士）の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。



(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部監査の高度化に向けた助言業務等について、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 法令、定款及び社会規範を順守するための「キックマングループ行動規範」を制定し、グループ各社の取締役、執行役員及び使用人に周知・徹底を図る。また、行動規範の見直しを随時行う。
- 2) 行動規範に対する違反の予防又はその解決を図るため、企業倫理委員会規則を定め、企業倫理委員会及び通報窓口を設置する。
- 3) 執行役員、所属長及び副参事以上の使用人に対し、行動規範に違反しない旨の誓約書の提出を年1回求める。
- 4) グループ内でコンプライアンスに関する研修を適宜開催する。
- 5) 取締役会の監視機能を強化するため、当社と利害関係のない独立社外取締役を選任する。
- 6) 反社会的勢力に対して、どのような名目であっても、経済的利益、便益、特典、恩恵等を提供しない。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、文書管理統括責任者として担当取締役を任命し、文書管理規程に従って、文書（電磁的記録を含む、以下同じ。）により保存及び管理を行う。
- 2) 文書の保存については、各担当部署においてこれを行い、取締役及び監査役から閲覧の要請があったときは、すみやかに対応できるよう管理する。
- 3) 文書管理規程の改廃は、取締役会の承認を必要とする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 執行役員は、担当する子会社及び部門を指揮し、当社及びグループ各社の損失の危険を回避・予防し、又は管理するものとする。損失の危険が現実化した場合には、すみやかに担当取締役へ報告することにより、リスク管理を図るものとする。
  - 2) 事故・災害等のグループに影響を及ぼす危機発生時には、危機管理委員会を招集し、適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会の意思決定及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
  - 2) 取締役会はグループ経営戦略の策定及び意思決定ガイドラインに基づく重要な意思決定、並びに執行役員の業務監督を行う。
  - 3) CEOをグループ全体の最高経営責任者とし、グループ経営会議をその意思決定のための審議機関とする。
  - 4) 執行役員は、取締役会の方針に則り、職務分掌、意思決定ガイドラインに基づき業務執行を行う。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 子会社を担当する取締役を任命し、グループとして適切な経営が行われるよう管理する。
  - 2) 主要子会社の担当取締役はCEOに対し、定期的に経営報告を行う。
  - 3) 行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。
  - 4) 監査役監査の他に、内部監査を実施する組織として監査部を設置する。
  - 5) 監査役は定期的に内部監査結果の報告を受ける。
  - 6) 監査役は会計監査人と子会社への監査立会を適宜実施する。
  - 7) 財務報告に係る内部統制については、内部統制委員会及び内部統制部を設置するとともに、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針書」を定め、適切な運用・管理を図り、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を選任する。当該監査役補助者の選任、解任に関しては監査役の同意を必要とし、人事考課については監査役がこれを行うことにより、取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重要事項に関して決定された内容を報告する。また、監査部は、内部監査の結果を監査役に対して遅滞なく報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、監査計画策定時、四半期レビュー時、期末監査時に会計監査人と会合を設け、計画書、報告書の説明を聴取し、受領するとともに、意見交換を行う。また、監査部とも相互に連携を図りながら、監査業務を行う。
- 2) 取締役は、監査役と適宜情報交換を行う。

(2) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社定款第13条の定めに基づき、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を実施する者及び実施しようとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）として、下記③の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつきまして、以下の通り株主の皆様のご承認をいただいております。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、17世紀以来積み上げてきた伝統と、時代を洞察する革新性を経営風土とし、会社創立以来95年余りに亘って、独自のビジネスモデルの構築及び企業価値の向上に努めてまいりました。当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の食文化の中心的役割を果たしてきたしょうゆを国内及び海外に展開することを核とするものであり、各国固有の食文化や地域特性への理解及び高い品質と安全性を確保するための各種技術・ノウハウ等を継承し、発展させることで獲得してきたものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が行われ、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。当社取締役会は、そのための合理的な仕組みとして、後述する大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）が必要であると考えており、かかる大規模買付ルールについては、平成25年6月25日開催の第102回定時株主総会においてご承認をいただいております。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループでは、2020年（平成32年）を目標にした将来ビジョン「グローバルビジョン2020」を策定し、しょうゆを中心としたグローバルな事業展開を発展させるとともに、食を通じて人々の健康的な生活を支援し、さらに、社会の公器としての責任を果たすことによって、地球社会にとって存在意義のある企業になることをめざしております。また、「グローバルビジョン2020」の実現に向けて、中期経営計画（平成27年度から平成29年度）を定めております。

③ 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

1) 本方針導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下において記載する大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記「④ 4）独立性の高い社外者の判断の重視」の通り設置される組織をいいます。）の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記「3）大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の実施（以下、「対抗措置」といいます。））を決議することができるものとします。

2) 大規模買付ルールの内容

(a) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付け等の内容の検討に必要な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面を当社の定める書式により提出していただきます。

(b) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めるときは、速やかにその旨を公表いたします。

特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」（合理的に必要な範囲（但し、原則として30日間を上限とします。）で延長することができます。）として、検討、評価及び意見形成を行うものといたします。

特別委員会は、特別委員会評価期間を延長する場合には、延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、情報開示を行います（なお合理的に必要な範囲（但し、原則として30日間を上限とします。）において更なる期間の延長を行う場合も同様とします。）。但し、特別委員会は、買収を断念させることを目的として評価期間の延長を繰り返すなど、大規模買付ルール設定の主旨を逸脱するような運用は行わないこととします。

大規模買付行為は、特別委員会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置に関する決定を行った後に開始されるべきものとします。

3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

本方針に基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるときには、特別委員会は、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における対抗措置発動の勧告は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定されるときに限って行われるものであり、当該大規模買付行為が以下のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものとします。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (vii) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

(viii) 大規模買付者がいわゆる反社会的勢力と認められるなど、公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

- ④ 当該取り組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の状態の維持を目的とするものではないこと（本方針の合理性）

本方針は、以下の通り、高度な合理性を有しております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、さらに、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された買収防衛策の在り方にも沿っております。

- 2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間等を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

- 3) 会社法上の適法性を具備し、株主の合理的意思に依拠したものであること

本方針の定める対抗措置は、新株予約権無償割当てに関する事項について、株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができる旨の当社定款第13条の規定に基づいており、会社法上の適法な根拠を有しております。また、本方針は、平成25年6月25日開催の第102回定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得ております。なお、本方針の有効期間は同株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、有効期間満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されます。

- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、対抗措置発動等の運用に際して、特別委員会を設置しました。

特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任されるものとしております。

現在、当社は、当社の社外取締役3名を特別委員会の委員として選任しております。いずれの委員も、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

- 5) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6) 当社取締役の任期

当社は、取締役の任期を1年としております。従いまして、当社は、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じても、本方針に関する株主の皆様の意思を確認する手続きを経ることとなっております。

7) 廃止が困難な買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされております。従いまして、本方針は、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（いわゆるデッドハンド型）ではありません。また、本方針は取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策（いわゆるスローハンド型）でもありません。

なお、本方針の全文はインターネット上の当社のウェブサイト

([http://www.kikkoman.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/20130426\\_3.pdf](http://www.kikkoman.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/20130426_3.pdf))に掲載しております。

---

(注) 本事業報告中に記載してある金額、株式数は、特に注記のない限り表示単位未満を切り捨て、パーセント(%)表示は、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>149,749</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>53,579</b>
現金及び預金	34,565	支払手形及び買掛金	20,766
受取手形及び売掛金	50,219	短期借入金	7,473
有価証券	273	リース債	70
商品及び製品	31,442	未払金	16,481
仕掛品	12,479	未払法人税等	1,078
原材料及び貯蔵品	5,088	賞与引当金	2,238
繰延税金資産	4,178	役員賞与引当金	90
その他	12,001	その他	5,380
貸倒引当金	△500	<b>固 定 負 債</b>	<b>86,755</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>229,016</b>	社債	50,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>104,695</b>	長期借入金	11,300
建物及び構築物	43,772	リース債	82
機械装置及び運搬具	34,078	繰延税金負債	12,365
土地	21,093	役員退職慰労引当金	847
リース資産	170	環境対策引当金	480
建設仮勘定	2,061	退職給付に係る負債	4,530
その他	3,518	その他	7,150
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>22,404</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>140,335</b>
のれん	17,139	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	5,265	株 主 資 本	202,765
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>101,916</b>	資 本 金	11,599
投資有価証券	86,483	資 本 剰 余 金	21,405
長期貸付金	770	利 益 剰 余 金	190,440
退職給付に係る資産	8,863	自 己 株 式	△20,680
繰延税金資産	726	その他の包括利益累計額	33,743
その他	5,831	その他有価証券評価差額金	19,103
貸倒引当金	△759	繰延ヘッジ損益	14
<b>資 産 合 計</b>	<b>378,766</b>	為 替 換 算 調 整 勘 定	13,903
		退職給付に係る調整累計額	721
		少 数 株 主 持 分	1,922
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>238,431</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>378,766</b>



## 連結損益計算書

(平成26年 4月1日から  
平成27年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		371,339
売上総利益		225,378
販売費及び一般管理費	92,866	
営業利益	27,723	120,590
営業外収益		25,370
受取利息	114	
受取配当金	784	
受取投資利益	1,075	
受取貸付利益	634	
受取評価利益	4,849	
受取その他	1,573	9,032
営業外費用		
支払利息	1,137	
支払差損	5,365	
支払その他	3,534	10,037
特別利益		24,364
有価証券売却益	140	
固定資産売却益	3,275	
特別損失	11	3,427
固定資産減損	3,269	
固定資産除却損	297	
関係会社株主特別加算	111	
関係会社株主特別加算	152	
関係会社株主特別加算	14	
関係会社株主特別加算	123	3,969
税金等調整前当期純利益		23,823
法人税、住民税及び事業税	8,066	
法人税、住民税及び事業税	264	8,330
少数株主利益調整前当期純利益		15,492
少数株主利益調整前当期純利益		110
当期純利益		15,382

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年 4月 1日から  
平成27年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	自 己 証 拠 式 金	
当 期 首 残 高	11,599	21,377	178,260	△10,121	10	201,126
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			806			806
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	11,599	21,377	179,066	△10,121	10	201,932
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△4,008			△4,008
当 期 純 利 益			15,382			15,382
自 己 株 式 の 取 得				△10,659		△10,659
自 己 株 式 の 処 分		28		100	△10	118
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	28	11,373	△10,558	△10	832
当 期 末 残 高	11,599	21,405	190,440	△20,680	-	202,765

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	有 価 証 券 差 額 金	繰 上 げ 損 益	延 滞 損 益	為 替 換 算 調 整 額			
当 期 首 残 高	8,040	9,623	3	△285	△1,300	36	1,203	210,407
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額								806
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	8,040	9,623	3	△285	△1,300	36	1,203	211,213
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△4,008
当 期 純 利 益								15,382
自 己 株 式 の 取 得								△10,659
自 己 株 式 の 処 分								118
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	25,702	9,480	11	14,189	2,021	△36	719	26,385
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	25,702	9,480	11	14,189	2,021	△36	719	27,217
当 期 末 残 高	33,743	19,103	14	13,903	721	-	1,922	238,431

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		43,696	流 動 負 債		31,930
現金及び預金	金	19,112	買掛金	金	397
貯蓄資産	品	4,660	短期借入金	金	17,719
前払費用	用	94	1年内返済予定の長期借入金	金	9,954
繰延税金資産	産	52	未払費用	金	13
関係会社短期貸付金	金	311	未預賞役員賞与引当金	金	2,329
貸倒引当金	金	15,783	社長関係役員慰勞金の引当金	金	434
		3,688	固定負債		86
		△5	長期借入金	金	556
固 定 資 産		202,782	株主資本		61
有形固定資産		15,490	資本剰余金		378
建物	物	6,639	資本剰余金	金	50,000
構築物	物	313	資本剰余金	金	11,300
機械及び装置	置	50	資本剰余金	金	33,508
車両運搬具	具	0	資本剰余金	金	10
工具、器具及び備品	品	744	資本剰余金	金	8,649
リース資産	産	21	資本剰余金	金	608
無形固定資産		202	資本剰余金	金	1,946
ソフトウェア	ア	201	純資産		137,954
その他の資産	他	1	株主資本		91,097
投資その他の資産		187,089	資本剰余金		11,599
投資有価証券	券	49,207	資本剰余金	金	21,405
関係会社株式	式	118,821	資本剰余金	金	21,192
関係会社出資金	金	3,046	資本剰余金	金	213
従業員に対する長期貸付金	金	32	資本剰余金	金	78,430
関係会社長期貸付金	金	13,000	資本剰余金	金	2,899
更生債権等	等	664	資本剰余金	金	75,530
前払年金費用	用	1,559	資本剰余金	金	10
貸倒引当金	金	1,443	資本剰余金	金	50
		△684	資本剰余金	金	50
資産合計		246,478	資本剰余金	金	420
			資本剰余金	金	362
			資本剰余金	金	1,272
			資本剰余金	金	12
			資本剰余金	金	57,190
			資本剰余金	金	16,162
			資本剰余金	金	△20,337
			資本剰余金	金	17,426
			資本剰余金	金	17,426
			純資産合計		108,524
			負債純資産合計		246,478

# 損益計算書

(平成26年 4月1日から  
平成27年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
高当金	4,218	
配収	9,991	
受取運賃	567	
取賃	3,635	18,412
原価	2,610	
仕入	2,610	
振替	15	
賃借	222	2,818
高価		15,593
替原		
利	572	
費	8,980	9,553
業		6,040
外		
取	300	
利	760	
益	260	
息	554	
金	357	2,233
一		
料		
他	231	
費	769	
用	257	
利	1,229	2,488
利		5,784
益	11	
却	3,109	
却	11	3,132
却		
益	76	
損	12	88
損		
価		
利		8,828
益	1,278	
税	93	1,371
法		7,456
法		
当		

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	11,599	21,192	184	21,377	2,899	71,979	74,879	△9,778	10	98,088
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 積 累 的 影 響 額						102	102			102
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	11,599	21,192	184	21,377	2,899	72,081	74,981	△9,778	10	98,190
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△4,008	△4,008		△4,008
当 期 純 利 益							7,456	7,456		7,456
自 己 株 式 の 取 得								△10,659		△10,659
自 己 株 式 の 処 分			28	28				100	△10	118
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )										
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	28	28	-	3,448	3,448	△10,558	△10	△7,092
当 期 末 残 高	11,599	21,192	213	21,405	2,899	75,530	78,430	△20,337	-	91,097

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	9,298	9,298	36	107,423
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 積 累 的 影 響 額				102
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	9,298	9,298	36	107,525
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△4,008
当 期 純 利 益				7,456
自 己 株 式 の 取 得				△10,659
自 己 株 式 の 処 分				118
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )	8,128	8,128	△36	8,091
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	8,128	8,128	△36	999
当 期 末 残 高	17,426	17,426	-	108,524

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	従業員福利基金	従業員退職 手当基金	研究基金	配当準備積立金	納税積立金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	10	50	50	420	362	1,224	9	57,190	12,663	71,979
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 積 累 的 影 響 額									102	102
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	10	50	50	420	362	1,224	9	57,190	12,765	72,081
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当									△4,008	△4,008
当 期 純 利 益									7,456	7,456
固定資産圧縮積立金の積立						47			△47	-
特別償却準備金の積立							8		△8	-
特別償却準備金の取崩							△4		4	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	47	3	-	3,397	3,448
当 期 末 残 高	10	50	50	420	362	1,272	12	57,190	16,162	75,530

## 連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

キッコーマン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 網 本 重 之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狩 野 茂 行 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 沢 琢 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キッコーマン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キッコーマン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

キッコーマン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 網 本 重 之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狩 野 茂 行 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 沢 琢 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キッコーマン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討をいたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

キ ッ コ ー マ ン 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 中 村 隆 晴 ⑩

常勤監査役 森 孝 一 ⑩

社外監査役 高 後 元 彦 ⑩

社外監査役 梶 川 融 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位に対する配当政策を重要な経営課題の一つとして位置付け、企業基盤の強化、今後の事業の拡充、連結業績等を勘案しながら、利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づく検討の結果、前期から4円増配し、1株につき普通配当24円といたしたいと存じます。

- |                         |                                      |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 1. 配当財産の種類              | 金銭                                   |
| 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金24円<br>総額 4,697,366,280円 |
| 3. 剰余金の配当が効力を生じる日       | 平成27年6月25日                           |

### 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
①	茂木友三郎 (昭和10年2月13日生)	昭和33年4月 当社入社 昭和54年3月 取締役 昭和57年3月 常務取締役 昭和60年10月 常務取締役(代表取締役) 平成元年3月 専務取締役(代表取締役) 平成6年3月 取締役副社長(代表取締役) 平成7年2月 代表取締役社長 平成16年6月 代表取締役会長CEO 平成23年6月 取締役名誉会長 取締役会議長 現在に至る 平成26年6月 公益財団法人日本生産性本部会長 現在に至る	1,025,569株

候補者 番号	氏 年 月 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
②	ほり きり のり あき 堀 切 功 章 (昭和26年9月2日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年6月 関東支社長 平成15年6月 執行役員 平成18年6月 常務執行役員 平成20年6月 取締役常務執行役員 平成23年6月 代表取締役専務執行役員 キッコーマン食品(株)代表取締役社長 現在に至る 平成25年6月 代表取締役社長CEO 現在に至る	746,193株
③	さい とう けん いち 齋 藤 賢 一 (昭和22年1月8日生)	昭和44年4月 当社入社 平成11年3月 プロダクト・マネジャー 平成13年3月 執行役員 平成17年6月 常務執行役員 平成18年6月 取締役常務執行役員 KIKKOMAN INTERNATIONAL INC. (現 KIKKOMAN SALES USA, INC.) 取締役社長 平成23年6月 取締役専務執行役員 平成24年6月 代表取締役専務執行役員 現在に至る	21,157株
④	あま の かつ み 天 野 克 美 (昭和22年7月20日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年3月 東北支社長 平成14年6月 執行役員 平成20年4月 常務執行役員 平成21年6月 取締役常務執行役員 平成25年6月 キッコーマンビジネスサービス(株)代表取締役社長 現在に至る 平成26年6月 取締役専務執行役員 現在に至る	18,050株

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴及び重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
⑤	しげ やま とし ひこ 重 山 俊 彦 (昭和22年11月24日生)	昭和45年4月 (株)紀文入社 昭和61年11月 (株)紀文取締役 平成4年4月 (株)紀文食品常務取締役 平成6年2月 (株)紀文食品専務取締役 平成9年6月 (株)紀文フードケミファ専務取締役(代表取締役) 平成15年6月 (株)紀文フードケミファ取締役社長(代表取締役) 平成17年6月 (株)紀文フードケミファ(現 キッコーマンソイフーズ (株))代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る 平成21年10月 キッコーマン飲料(株)代表取締役社長 現在に至る 平成23年4月 キッコーマンバイオケミファ(株)代表取締役社長 現在に至る 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 平成25年7月 キッコーマンデイリー(株)代表取締役社長 現在に至る	32,000株
⑥	やま ざき こう いち 山 崎 孝 一 (昭和26年11月1日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年9月 経理部長 平成16年6月 執行役員 平成20年6月 常務執行役員 平成22年6月 取締役常務執行役員 現在に至る	17,282株
⑦	しま だ まさ なお 島 田 政 直 (昭和25年7月29日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年12月 KIKKOMAN TRADING EUROPE GmbH 代表社員 平成18年6月 執行役員 平成21年6月 常務執行役員 平成24年10月 KIKKOMAN SALES USA, INC. 取締役社長 現在に至る 平成25年6月 取締役常務執行役員 現在に至る	15,000株
⑧	※ なか の しょう ざぶ ろう 中 野 祥 三 郎 (昭和32年3月28日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 経営企画部長 平成20年6月 執行役員 平成23年6月 常務執行役員 現在に至る	316,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
⑨	ふく い とし ひこ 福 井 俊 彦 (昭和10年9月7日生)	昭和33年4月 日本銀行入行 昭和61年9月 日本銀行営業局長 平成元年9月 日本銀行理事 平成6年12月 日本銀行副総裁 平成10年11月 (株)富士通総研理事長 平成14年6月 当社取締役 平成15年3月 日本銀行総裁 平成20年12月 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長 現在に至る 平成21年6月 当社取締役 現在に至る	5,000株
⑩	お ざき まもる 尾 崎 護 (昭和10年5月20日生)	昭和33年4月 大蔵省入省 平成3年6月 国税庁長官 平成4年6月 大蔵事務次官 平成6年5月 国民金融公庫総裁 平成11年10月 国民生活金融公庫総裁 平成15年2月 矢崎総業(株)顧問 現在に至る 平成17年6月 当社取締役 現在に至る	一株
⑪	いの くち たけ お 井 口 武 雄 (昭和17年4月9日生)	昭和40年4月 大正海上火災保険(株)入社 平成8年4月 三井海上火災保険(株)代表取締役社長 平成12年6月 三井海上火災保険(株)最高執行責任者(CEO)代表取締役会長・社長 平成13年10月 三井住友海上火災保険(株)代表取締役会長共同最高経営責任者 平成19年7月 三井住友海上火災保険(株)シニアアドバイザー 現在に至る 平成20年6月 当社監査役 平成26年6月 当社取締役 現在に至る	5,000株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当につきましては、招集ご通知に添付の事業報告14ページに記載の通りであります。
3. 取締役候補者茂木友三郎氏は公益財団法人野田産業科学研究所の代表理事を兼務し、当社は同財団法人との間に研究委託の取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

4. 取締役候補者福井俊彦氏は社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、主に金融の分野で指導的な役割を果たした同氏の豊富な経験と幅広い知識に基づく、客観的な視点、大所高所からの幅広い発言を求めるためであります。同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は平成14年6月26日から平成15年3月19日までの期間においても、当社の社外取締役に在任しておりました。
5. 取締役候補者尾崎護氏は社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、主に行政及び金融の分野で指導的な役割を果たした同氏の豊富な経験と幅広い知識に基づく、客観的な視点、大所高所からの幅広い発言を求めるためであります。同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
6. 取締役候補者井口武雄氏は社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、主に企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づく、大所高所からの視点による発言を求めるためであります。同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、同氏は平成20年6月24日から平成26年6月24日までの期間において、当社の社外監査役に在任しておりました。
7. 社外取締役候補者である井口武雄氏が、三機工業(株)の社外監査役に在任中、同社は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札について、社内調査の結果、独占禁止法違反行為があったことが明らかになったため、公正取引委員会に課徴金減免制度の適用申請を行い、平成26年3月31日付でこの旨を公表いたしました。同氏は、日頃から取締役会や監査役会において、法令順守の観点から助言や意見表明を行っており、本件事実の報告を受けた後は、直ちに同社が講じるべき措置について助言等を行い、また、その後も再発防止策の策定及び同社グループ全体の内部統制システムの強化に向けた取り組み並びに本件事実の公表等について適時適切に助言等を行うなど、その職責を果たしております。
8. 現在社外取締役である福井俊彦、尾崎護及び井口武雄の3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となっております。
9. 当社は、取締役候補者福井俊彦、尾崎護及び井口武雄の3氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。なお、社外取締役候補者である井口武雄氏は三井住友海上火災保険(株)のシニアアドバイザーであり、当社グループは三井住友海上火災保険(株)と損害保険の取引がありますが、当該取引は当社グループの連結売上高の2%未満であり、当社の定める社外役員に関する独立性基準を満たしております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役中村隆晴氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに当社における地位	所有する当社の株式数
※ 小 澤 隆 (昭和29年6月25日生)	昭和53年4月 当社入社 平成20年6月 海外事業部長 平成22年6月 執行役員 現在に至る 平成24年6月 太平洋貿易(株)(現 JFCジャパン(株)) 代表取締役社長 現在に至る	22,240株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。  
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成26年6月24日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された遠藤一義氏の選任の効力は本総会が開催されるまでの間とされておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに当社における地位	所有する当社の株式数
えん とう かず よし 遠 藤 一 義 (昭和23年1月20日生)	昭和52年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成14年9月 芝綜合法律事務所パートナー 現在に至る	一 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 遠藤一義氏は補欠の社外監査役として選任するものであります。同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての経験が、主に法令や定款の順守に係る見地から、監査役としての職務の執行に資するためであります。  
3. 補欠の社外監査役候補者が監査役に就任する場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となっております。

以 上

## 【インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）
  - \* 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は平成27年6月23日（火曜日）の午後4時35分まで受け付けておりますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行㈱ 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上



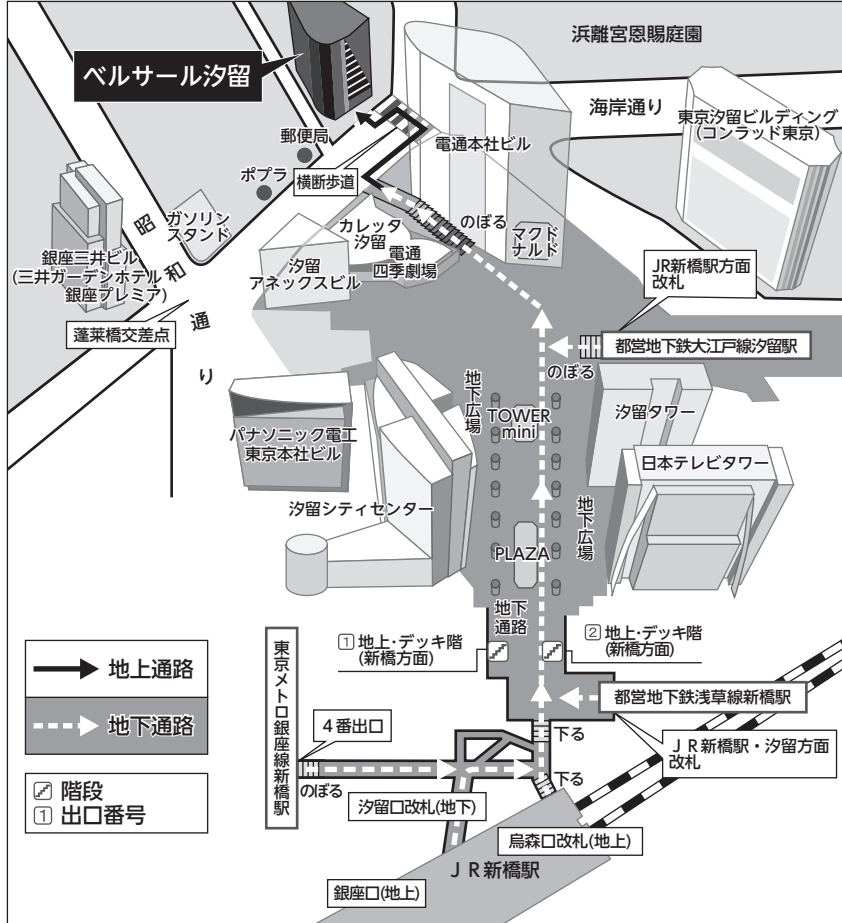
メ モ

メ モ

メ モ

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座八丁目21番1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 2階ホール  
電話 04-7123-5111 (当社代表)



- 都営地下鉄大江線 汐留駅 JR新橋駅方面改札より 徒歩約6分
- J R 線 新橋駅 鳥森口又は汐留口改札より 徒歩約9分
- 都営地下鉄浅草線 新橋駅 JR新橋駅・汐留方面改札より 徒歩約9分
- 東京メトロ銀座線 新橋駅 4番出口より 徒歩約11分

※上記は「地下通路」のご案内図です。  
 ※各路線改札出口より地下通路をお通り下さい。  
 ※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、  
 公共の交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。